**第二款**　成育局

（成育局に置く課等）

**第十一条**　成育局に、次の六課及び参事官一人を置く。

総務課

保育政策課

成育基盤企画課

成育環境課

母子保健課

安全対策課

（総務課の所掌事務）

**第十二条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　成育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会の庶務の処理に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、成育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（保育政策課の所掌事務）

**第十三条**　保育政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（拠出金の徴収に関すること並びに成育環境課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　認定こども園に関する制度に関すること。

三　保育所及び認定こども園（保育に係る部分に限る。）に関すること（成育基盤企画課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　前号に掲げるもののほか、こどもの保育に関すること。

五　成育局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の調査に関する調整に関すること。

（成育基盤企画課の所掌事務）

**第十四条**　成育基盤企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　小学校就学前のこどもの成育に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。

三　保育所及び認定こども園におけるこどもの保育の内容に関すること。

四　保育所及び認定こども園（保育に係る部分に限る。次号において同じ。）の職員の資格及び資質の向上に関すること。

五　保育所及び認定こども園の職員を養成する施設に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

（成育環境課の所掌事務）

**第十五条**　成育環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当及び同法附則第二条第一項の給付に関すること。

二　児童厚生施設及びその職員を養成する施設に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

三　前号に掲げるもののほか、こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること（成育基盤企画課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　児童福祉法に規定する児童委員に関すること（同法の規定による主任児童委員の指名に関することを除く。）。

五　こども及び子育てに関する相談及び情報の提供のための体制の整備の推進に関すること。

（母子保健課の所掌事務）

**第十六条**　母子保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関すること及び支援局の所掌に属するものを除く。）。

三　助産施設及びその職員を養成する施設に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　第一号及び前号に掲げるもののほか、妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。

五　成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

六　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の規定による一時金の支給等に関すること。

七　こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術に関する事務の総括に関すること。

八　こども家庭審議会成育医療等分科会の庶務の処理に関すること。

（安全対策課の所掌事務）

**第十七条**　安全対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付に関すること。

三　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

四　こどもの権利利益の擁護に関すること（他省並びに長官官房及び支援局の所掌に属するものを除く。）。

（参事官の職務）

**第十八条**　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　子ども・子育て支援法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業に関する交付金に関すること。

二　児童福祉施設等及びその職員を養成する施設の施設及び設備の整備に関すること。

三　こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人に関すること。

四　こどもの福祉のための文化の向上に関すること。

五　保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設等の入所措置に要する費用の監査に関すること（支援局の所掌に属するものを除く。）。

六　年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理に関すること（拠出金の徴収に関することを除く。）。

七　こども家庭審議会児童福祉文化分科会の庶務の処理に関すること。

**第三款**　支援局

（支援局に置く課）

**第十九条**　支援局に、次の四課を置く。

総務課

虐待防止対策課

家庭福祉課

障害児支援課

（総務課の所掌事務）

**第二十条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　支援局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　いじめ防止対策推進法の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、支援局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。